

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		評価方式	総合・ <del>実績</del> 事業	番号	5-14
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	156,864,686	156,768,215	154,267,577	157,379,431		
	<0>	<0>	<0>	<0>		
（ 補 正 後 ）	157,676,276	158,229,706				
	<0>	<0>				
前年度繰越額（千円）	1,224,085	835,035				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	158,900,361	159,064,741				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	152,613,707	143,135,524				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	835,035	1,378,539				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	5,451,619	14,550,678				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別表②に同様の記載があるため省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点	なし。					
評価結果の予算要求等への反映状況	公共交通等の安全確保等のための総合的な取組により、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示しており、本施策が施策目標の達成に有効かつ効率的に機能していると評価できることから、当該施策のより一層の推進に向け、所要の予算要求等を行う。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する				番号	5-14		(千円)	
		予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	公共交通等安全対策費	公共交通等安全対策に必要な経費	1,709,619	2,691,165	1,633	
	A	2	一般	国土交通本省	公共交通等安全対策費	公共交通等安全対策の技術開発に必要な経費	140,120	135,769		
	A	3	一般	国土交通本省	鉄道安全対策事業費	鉄道安全対策事業に必要な経費	1,334,000	494,000		
	A	4	一般	地方運輸局	地方運輸行政推進費	公共交通等安全対策に必要な経費	481,400	498,118		
	A	5	一般	地方航空局	地方航空行政推進費	公共交通等安全対策に必要な経費	33,128	34,185		
	A	6	一般	運輸安全委員会	運輸安全委員会	公共交通等安全対策に必要な経費	177,763	174,402		
	A	7	社会資本整備事業	空港整備勘定	空港等維持運営費	空港等の維持運営に必要な経費	147,635,417	150,709,539		
小計							151,511,447 の内数	154,737,178 の内数	1,633	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	国土交通本省	独立行政法人航空大学校運営費	独立行政法人航空大学校運営費交付金に必要な経費	2,653,320	2,569,670		
	B	2	一般	国土交通本省	独立行政法人航空大学校施設整備費	独立行政法人航空大学校施設整備費に必要な経費	102,810	72,583		
	小計							2,756,130 の内数	2,642,253 の内数	
対応表において○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
合計							154,267,577 の内数	157,379,431 の内数	1,633	



## 政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

担当部局名:大臣官房運輸安全監理官付企画第一係  
担当者(連絡先):松田(22053)

評価実施時期:平成21年 8月

政策名	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	番号	5-14
政策の概要	鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行（航）を確保する。さらに、公共交通等の事故件数等を減らす。また、ハイジャック対策などを行うことによって、ハイジャック・航空機テロの発生件数を0にする。		
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b> 近年、鉄道、自動車、海運、航空にわたる公共交通等の安全性についてかつてないほど国民の関心が高まっていることから、公共交通の安全確保・鉄道の安全性の向上、ハイジャック・航空機テロ防止に向けて、運輸安全マネジメント制度、保安監査、ハイジャック・航空機テロ対策などの取組を実施し、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示しているものの、今後とも、安全性の向上を図るために、施策実施の手を緩めることなく、引き続き安全に関する諸施策を行う必要がある。</p> <p><b>（必要性）</b> 公共交通等において、ひとたび事故又はハイジャック・航空機テロが発生すれば多大な被害を生じることになることから、鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通等について、安全運行（航）を確保するとともに、公共交通等の事故件数等を減らし、さらに、ハイジャック・航空機テロの発生件数を0にしなければならない。このためには、公共交通等の安全確保等のために総合的に取り組み、事故及びハイジャック・航空機テロの未然防止のための施策を行う必要がある。</p> <p><b>（効率性）</b> 施策目標の達成状況を踏まえた施策の見直し等により、重点的な分野について助成制度の創設や規制の強化を行うなど、公共交通等の安全確保等のために、より重点的投資を行うこととなり、効率的であると評価できる。</p> <p><b>（有効性）</b> 運輸安全マネジメント制度、保安監査、ハイジャック・航空機テロ対策などのこれまでの公共交通等の安全に関する各種取組を実施してきた結果、鉄道運転事故による乗客の死亡者数や事業用自動車による交通事故死者数・人身事故件数・飲酒運転件数、商船の海難船舶隻数、航空機に対するハイジャック・テロの発生件数及び国内航空における事故発生件数など、業績指標の達成に向けた成果を示しているもしくは目標年度では目標を達成していることから、A評価としたところ。船員災害発生率など一部B評価としたものもあるが、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示していることから、これらの取組は有効に機能してきたものと評価できる。</p> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度より既存の補助制度である交通施設バリアフリー化設備等整備費補助制度を拡充し、高架駅の耐震化の一層の推進を図る。</li> <li>平成22年度船員災害防止実施計画にて重点対策（海難防止対策等による死傷災害の抑制に関する対策等）及び主要対策（新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病を中心とした疾病予防対策）を推進し、船員の死傷災害の発生率の減少を図る。</li> <li>運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査のより一層の強化を図る。</li> <li>ハイジャック検査機器について、新たな検知技術の活用を検討など、ハイジャック・テロ対策の強化を図る。</li> <li>機材不具合やヒューマンエラー等への対応策についての検討など、航空の安全性の確保のための施策を行う。</li> </ul>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数	件	2,240 (19年度)	2,240	2,646	4,334	2,000 (21年度)	調査研究結果の報告書をホームページにおいて公表し、アクセス件数を把握することにより、成果を計るための指標とする。
	遮断機のない踏切道数	箇所	4,939 (17年度)	4,520	4,352	4,212	4,000 (22年度)	平成13年度から平成17年度までの5箇年で除去された「遮断機のない踏切道数」をもとに、平成22年度末までの目標値を設定。
	主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数	駅	253 (18年度)	195	156	112	0 (22年度)	平成17年7月に一部修正された防災基本計画の提言を踏まえ、主要な鉄道駅について、平成22年度末を目途に耐震化を図ることを目標としている。
	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数	箇所	0 (18年度)	33	63	98	186 (23年度)	平成19年度から平成23年度までの5箇年のうちに整備が必要である箇所数を目標値として設定。
	地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合	%	33 (20年度)	-	33	38	70 (24年度)	目標設定を70%とした理由は、地方鉄道事業者約100社のうち現在保全整備事業を実施している事業者約70社がすべて「総合安全対策計画」を策定し計画的に実行することを目標としたためである。
	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	人	0 (18年度)	0	0	0	0 (19年度以降毎年度)	第8次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。また、同時に鉄道運転事故件数の減少を目指す。
	事業用自動車による事故に関する指標（①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故数、③事業用自動車による飲酒運転事故数）	人	①513 ②56,295 ③287 (20年)	①610 ②61,873 ③352	①513 ②56,295 ③287	①468 ②51,510 ③207	①380 ②43,000 ③0 (25年)	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめ、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。
商船の海難船舶隻数	隻	518 (18年)	562	494	475	466以下 (23年)	過去10年の商船の海難船舶隻数の推移を見ると、全体としては減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。	

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

船員災害発生率(千人率)	%	11.3 (19年度)	11.3	11.5	—	8.9 (24年度)	平成20年度を初年度とし、24年度を目標年度とする第9次船員災害防止基本計画に基づき、5年間に死傷災害の発生率(年間千人率)を平成19年度に比べ21%減少させることを目標とする。 ①全国平均の災害発生率を上回っている地域(地方運輸局単位)においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を5%減少させることを努力目標とした。 ②全国平均の災害発生率を下回っている地域においては、発生率を10%減少させることを努力目標とした。 ③①及び②の考え方に基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。
小型船舶の安全拠点の数	箇所	15 (18年度)	30	37	42	40 (21年度)	舟艇利用者の安全運航を確保するため、マリネンジャーや地域活性化の拠点として活用されているマリナーや港湾施設等を母体とした地域の海において、救難機能を備えた安全拠点の設置を推進する。 地域の防災・救難の拠点として活用される海の駅の登録数の拡大により平成19年度において目標であった30箇所を達成したことから、当時の海の駅の登録増加数を勘案し、目標値を40箇所とした。
航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	件	0 (14年度)	0	0	0	0 (16年度以降毎年度)	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数をゼロを目標とする。また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。
国内航空における航空事故発生件数	件	13.6 (15～19年の平均)	13.6 (15～19年の平均)	13.4 (16～20年の平均)	11.6 (17～21年の平均)	12.2 (20～24年の平均)	航空安全性向上に関する諸施策を講ずることにより、航空事故の発生件数(平成20年～24年の5年平均値)を現況値(平成15年～19年の5年平均値)の約1割減とすることを目標とする。また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第8次交通安全基本計画	平成18年3月14日	<p>鉄道交通の安全 乗客の死者数ゼロをめざす</p> <p>道路交通の安全 平成22年の交通事故死者数を5,500人以下にする</p> <p>踏切道における交通の安全 平成22年までに平成17年と比較して約1割削減す</p>
	防災基本計画	平成20年2月18日	<p>国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。(第2編第1章第1節2(1))</p>
	海洋基本計画	平成20年3月18日	<p>海難の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を図ることが必要である。(第一部2)</p> <p>海難の発生を未然に防止するため、運輸安全マネジメント制度に基づく評価を推進する。</p> <p>外国船舶についても、国際的な基準に適合しない船舶を排除するため、各国と協調した対応を強化する。(第二部5(1)イ)</p>